

令和7年度 垂水区地域包括支援センター運営協議会

日時：令和7年7月30日（水）14：00 ～ 15：30

場所：垂水区役所1階 大会議室

会 次 第

1. 開会

2. 議題

（1）令和6年度あんしんすこやかセンター運営状況について

- ・ 各センターの月別実績報告書（資料1-1）
- ・ センター連絡会等の実施状況（資料1-2）

（2）令和7年度あんしんすこやかセンター事業計画書について（資料2）

【以下非公開】

（3）地域包括ケア充実のための地域活動計画書について（資料3）

（4）特定事業所へのサービス集中率について（資料4）

（5）その他

3. 閉会

令和 7 年度垂水区地域包括支援センター運営協議会 委員出席表

日時：令和 7 年7月 3 0 日（水）午後 2 時～午後 3 時30分

場所：垂水区役所 1 階大会議室

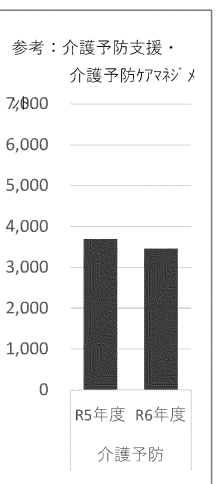
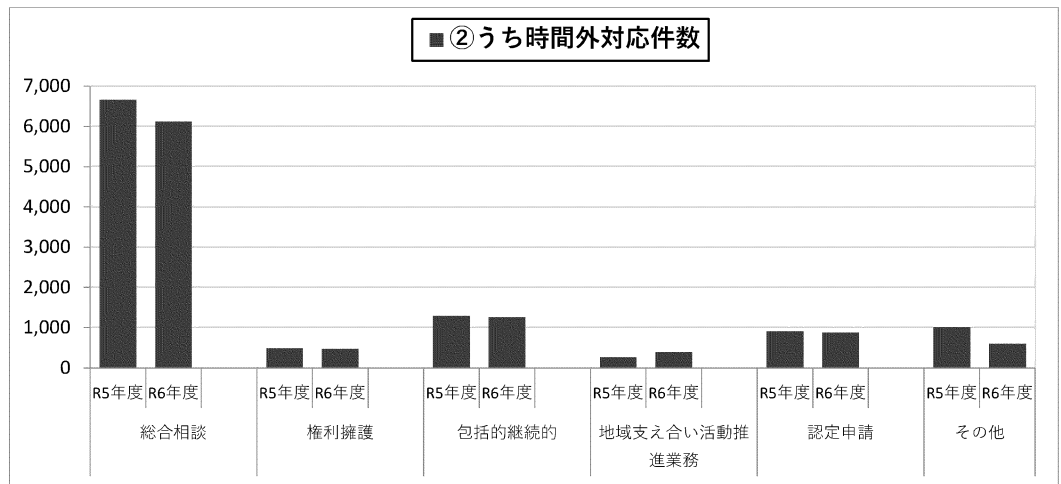
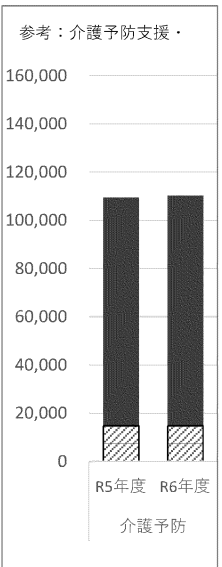
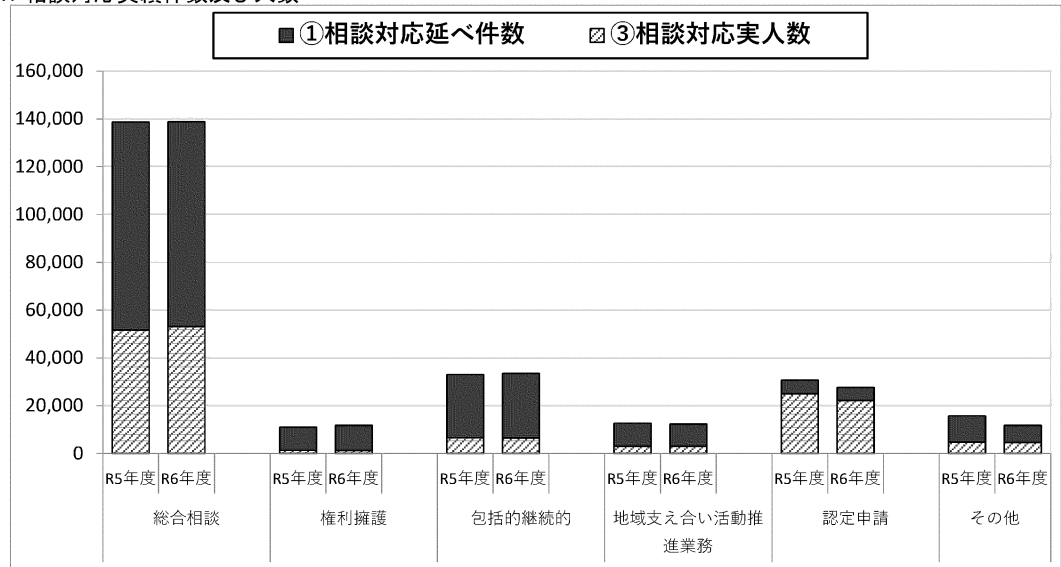
敬称略

所属団体等	委員名	所属機関・団体名
神戸市老人福祉施設連盟	はっとり 陽子 服部 陽子	特別養護老人ホーム ふるさと
神戸介護老人保健施設協会	くろさか たけひろ 黒坂 武弘	介護老人保健施設 みどりの丘
神戸市民間病院協会	おがた ゆ み 緒方 由美	神戸掖済会病院
神戸市シルバーサービス事業者連絡会	みやした やすとも 宮下 泰友	株式会社 サポートクラブゆう
神戸市医師会	すずき ひさひこ 鈴木 壽彦	すずき脳神経外科・認知症クリニック
神戸市歯科医師会	きむら よしのぶ 木村 吉伸	きむら歯科医院
神戸市薬剤師会	やまもと さとし 山本 智史	垂水誠貫堂薬局
神戸市民生委員児童委員協議会	まつお ちづこ 松尾 智津子	垂水区民生委員児童委員協議会
神戸市婦人団体協議会	おの あいこ 小野 愛子	垂水区婦人団体協議会
垂水区社会福祉協議会	からつ しろう 唐津 史朗	垂水区社会福祉協議会
垂水区保健福祉部	いしだ あきとし 石田 明稔	垂水区保健福祉部

令和6年度 実績報告書(全市)

資料1-1

1. 相談対応実績件数及び人数



	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント		地域支え合い活動推進業務	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネジメント支援	困難事例対応				
電話	55,575	7,314	14,109	8,060	2,316	110	73,975	928	191	5,641	311	13,614	10,235	2,243	4,619	6,668	205,909
うち時間外対応	2,529	211	603	348	64	3	2,517	17	1	240	14	354	474	63	151	385	7,974
来所	14,518	1,469	2,923	881	1,151	492	3,536	129	18	553	45	1,353	1,006	1,320	9,585	1,352	40,331
うち時間外対応	868	77	172	33	57	22	122	4	1	48	2	38	82	20	388	74	2,008
訪問	11,131	894	3,400	6,339	1,382	813	28,306	445	40	1,326	106	2,105	2,689	2,839	12,305	1,977	76,097
うち時間外対応	414	28	138	236	28	27	685	10	0	69	3	74	117	72	296	92	2,289
その他	2,369	435	1,439	1,082	620	17	4,474	194	25	1,691	67	1,275	1,336	5,882	1,214	1,690	23,810
うち時間外対応	124	11	79	41	11	0	141	3	1	54	3	60	63	245	43	55	934
①相談対応延べ件数	83,593	10,112	21,871	16,362	5,469	1,432	110,291	1,696	274	9,211	529	18,347	15,266	12,284	27,723	11,687	346,147
前年度比	4%	-2%	-3%	-14%	12%	17%	1%	0%	51%	7%	11%	-7%	14%	-3%	-10%	-26%	-1%
1圏域あたり(件)	1,072	130	280	210	70	18	1,414	22	4	118	7	235	196	157	355	150	4,438
②うち時間外対応件数	3,935	327	992	658	160	52	3,465	34	3	411	22	526	736	400	878	606	13,205
前年度比	-4%	-20%	-7%	-21%	-25%	6%	-6%	62%	-40%	-7%	0%	-17%	11%	50%	-4%	-41%	-8%
1圏域あたり(件)	50	4	13	8	2	1	44	0	0	5	0	7	9	5	11	8	169
③相談対応実人数	33,444	3,694	5,958	5,499	3,131	1,232	14,735	347	27	599	304	5,159	1,270	3,017	22,087	4,640	-
前年度比	5%	1%	-1%	-16%	23%	21%	0%	-11%	17%	-8%	20%	-5%	10%	2%	-11%	-4%	-
1圏域あたり(人)	429	47	76	71	40	16	189	4	0	8	4	66	16	39	283	59	-

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがお の窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	40	22	17	0	1	80
実人数	18	22	17	0	1	58

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		令和6年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	294,136 件	6.3%	3,771.0 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	165 件	3.8%	2.1 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	サービス 担当者会議
回数	229,564	29,349

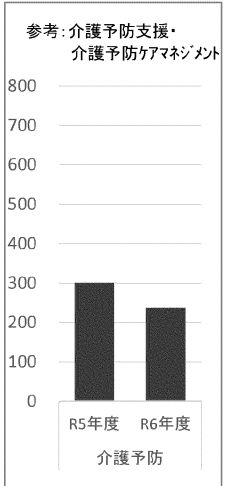
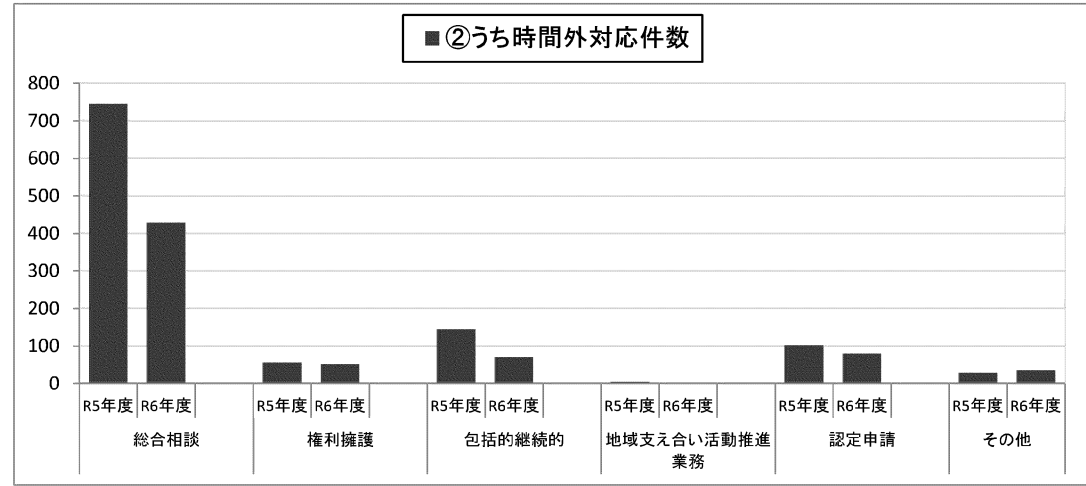
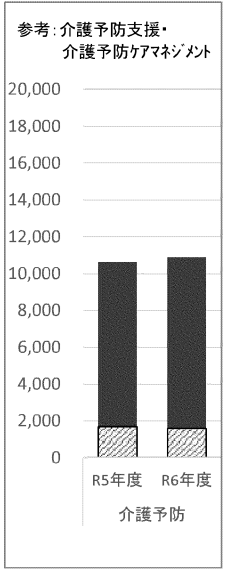
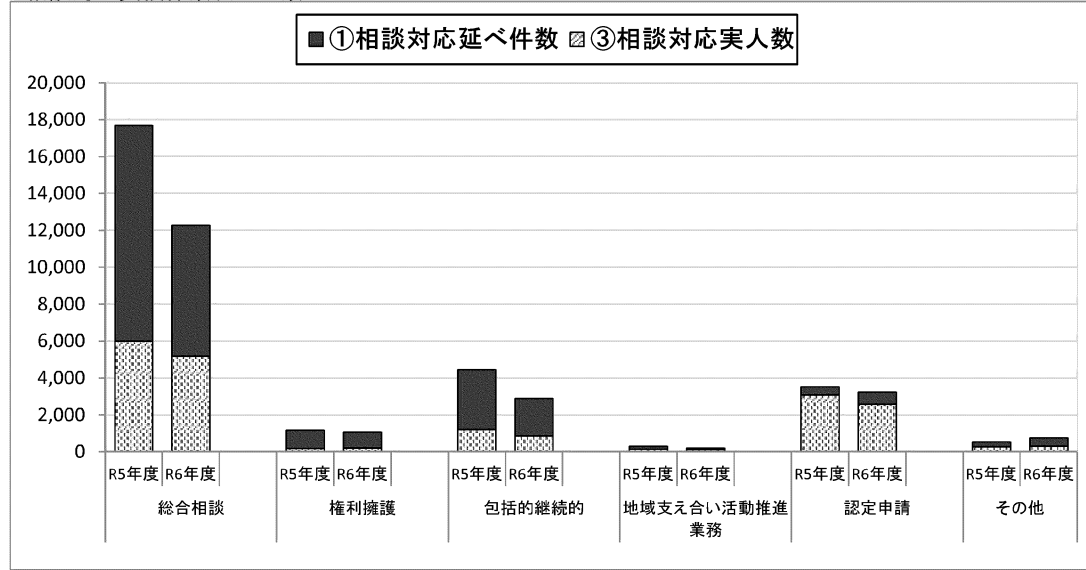
5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		令和6年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	175 件	-11.2%	2.2 件
	参加人数	3,570 人	-5.5%	45.8 人
	(内訳)協議体開催数	42 件	-34.4%	0.5 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	213 件	0.5%	2.7 件
	参加人数	747 人	9.7%	9.6 人
自センター主催の会議等	開催数	464 件	-4.7%	5.9 件
	参加人数	5,679 人	0.2%	72.8 人
小地域支え合い連絡会	開催数	712 件	2.6%	9.1 件
	参加人数	7,927 人	3.7%	101.6 人
行政等主催の会議等	開催数	3,478 件	-3.7%	44.6 件
	参加職員数	4,604 人	1.1%	59.0 人
地域主催の会議等	開催数	6,807 件	2.4%	87.3 件
	参加職員数	9,542 人	7.6%	122.3 人
ケアマネ等研修会	開催数	260 件	-1.9%	3.3 件
	参加人数	2,601 人	12.6%	33.3 人
介護リフレッシュ教室	開催数	411 件	-0.2%	5.3 件
	参加人数	3,006 人	-8.5%	38.5 人
運営推進会議	開催数	1,315 件	19.0%	16.9 件
	参加職員数	1,435 人	19.4%	18.4 人
研修	回数	1,606 件	2.8%	20.6 件
	受講職員数	2,673 人	6.2%	34.3 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	1,192 件	1.4%	15.3 件
	参加職員数	1,651 人	-9.2%	21.2 人
他機関との連絡調整	件数	70,073 件	1.4%	898.4 件

令和6年度 実績報告書(垂水区)

資料1-1

1. 相談対応実績件数及び人数



	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント		地域支え合い活動推進業務	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネジメント支援	困難事例対応				
電話	4,386	392	1,552	1,936	146	15	6,423	179	0	328	34	1,352	754	100	528	595	18,720
うち時間外対応	94	17	93	108	1	1	192	9	0	12	1	30	17	1	13	29	618
来所	723	74	161	89	33	14	205	11	2	23	10	74	30	17	696	41	2,203
うち時間外対応	19	4	4	1	1	0	2	0	0	1	0	0	1	1	24	3	61
訪問	853	46	388	840	85	131	3,888	111	0	126	12	252	250	51	1,974	87	9,094
うち時間外対応	18	1	16	15	2	2	31	7	0	16	0	6	7	0	43	2	166
その他	118	21	133	131	13	1	377	29	2	191	9	66	109	40	44	24	1,308
うち時間外対応	7	1	15	8	0	0	12	1	0	4	1	6	3	0	0	1	59
①相談対応延べ件数	6,080	533	2,234	2,996	277	161	10,893	330	4	668	65	1,744	1,143	208	3,242	747	31,325
前年度比	-9%	-11%	-50%	-43%	-42%	-24%	3%	34%	-92%	-20%	81%	-38%	-30%	-33%	-8%	40%	-18%
1圏域あたり(件)	553	48	203	272	25	15	990	30	0	61	6	159	104	19	295	68	2,848
②うち時間外対応件数	138	23	128	132	4	3	237	17	0	33	2	42	28	2	80	35	904
前年度比	-15%	35%	-52%	-54%	-69%	0%	-21%	183%	-100%	-25%	100%	-62%	-18%	-50%	-22%	21%	-35%
1圏域あたり(件)	13	2	12	12	0	0	22	2	0	3	0	4	3	0	7	3	82
③相談対応実人数	3,143	244	662	827	159	138	1,606	64	3	76	60	745	110	121	2,570	305	-
前年度比	-2%	-7%	-24%	-32%	-44%	-15%	-6%	19%	0%	-6%	114%	-33%	12%	-11%	-16%	16%	-
1圏域あたり(人)	286	22	60	75	14	13	146	6	0	7	5	68	10	11	234	28	-

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	24	5	2	0	0	31
実人数	4	5	2	0	0	11

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		令和6年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	12,800 件	34.5%	1,163.6 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	26 件	0.0%	2.4 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	サービス担当者会議
回数	34,295	4,641

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		令和6年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	29 件	7.4%	2.6 件
	参加人数	422 人	-2.1%	38.4 人
	(内訳)協議体開催数	8 件	-11.1%	0.7 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	22 件	83.3%	2.0 件
	参加人数	92 人	155.6%	8.4 人
自センター主催の会議等	開催数	19 件	11.8%	1.7 件
	参加人数	724 人	331.0%	65.8 人
小地域支え合い連絡会	開催数	69 件	-2.8%	6.3 件
	参加人数	907 人	12.3%	82.5 人
行政等主催の会議等	開催数	188 件	-3.1%	17.1 件
	参加職員数	285 人	0.0%	25.9 人
地域主催の会議等	開催数	426 件	8.1%	38.7 件
	参加職員数	618 人	11.8%	56.2 人
ケアマネ等研修会	開催数	5 件	-76.2%	0.5 件
	参加人数	92 人	-67.6%	8.4 人
介護リフレッシュ教室	開催数	52 件	0.0%	4.7 件
	参加人数	369 人	-6.1%	33.5 人
運営推進会議	開催数	278 件	23.0%	25.3 件
	参加職員数	306 人	31.3%	27.8 人
研修	回数	131 件	13.9%	11.9 件
	受講職員数	259 人	0.8%	23.5 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	83 件	-25.9%	7.5 件
	参加職員数	99 人	-30.3%	9.0 人
他機関との連絡調整	件数	5,311 件	-23.1%	482.8 件

月別実績報告書 その1

令和6年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援							介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計	
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト	成年 後見制度		措置	高齢者 虐待	消費者 被害							
電話	4,386	392	1,552	1,936	146	15		6,423	179	0	328	34	1,352	754	100	528	595	18,720
うち時間外対応	94	17	93	108	1	1		192	9	0	12	1	30	17	1	13	29	618
来所	723	74	161	89	33	14		205	11	2	23	10	74	30	17	696	41	2,203
うち時間外対応	19	4	4	1	1	0		2	0	0	1	0	0	1	1	24	3	61
訪問	853	46	388	840	85	131		3,888	111	0	126	12	252	250	51	1,974	87	9,094
うち時間外対応	18	1	16	15	2	2		31	7	0	16	0	6	7	0	43	2	166
その他	118	21	133	131	13	1		377	29	2	191	9	66	109	40	44	24	1,308
うち時間外対応	7	1	15	8	0	0		12	1	0	4	1	6	3	0	0	1	59
合計	6,080	533	2,234	2,996	277	161		10,893	330	4	688	65	1,744	1,143	208	3,242	747	31,325
うち時間外対応	138	23	128	132	4	3		237	17	0	33	2	42	28	2	80	35	904
実人数	4,171	343	1,015	1,552	198	153		5,432	126	3	214	61	1,079	266	166	2,726	401	17,906
うち新規人数	3,143	244	662	827	159	138		1,606	64	3	76	60	745	110	121	2,570	305	10,833

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	24	5	2	0	0	31
実人数	4	5	2	0	0	11

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	392	対象人数	12,800
		回数	178	対象人数	3,643
		件数	26		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみ	類型	管理数				委託数のうち同 一法人への委託 数		委託数のうち 新規数	
		うち新規数	うち継続数	うち委託数	うち新規数	うち委託数	うち新規数	うち委託数	うち新規数
		従来型	786	24	762	201	33	8	8
		簡易型	1,157	33	1,124	206	51	6	6
予防給付	セルフ型 (要介護者含む)	0	0	0					
	介護予防支援	2,365	44	2,321	643	72	21		
	モニタリング	回数	34,295	サービス担当者会議		回数	4,641		

センター番号:	08
センター名:	垂水区

月別実績報告書 その1

令和6年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援										介護支援専門員 介護予防ケアマネジ メント	権利擁護				困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト	成年 後見制度					消費者 被害	措置	高齢者 虐待						
							成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害										
電話	317	21	113	19	11	3	392	9	0	29	2	457	33	23	271	98	1,798			
うち時間外対応	19	0	8	2	0	1	2	0	0	1	0	3	1	0	10	20	67			
来所	27	4	18	1	4	2	20	0	0	2	0	0	2	1	65	4	150			
うち時間外対応	3	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	11			
訪問	113	10	39	15	3	23	259	7	0	5	0	7	8	4	229	17	739			
うち時間外対応	5	0	2	0	0	0	4	2	0	0	0	0	0	0	10	0	23			
その他	14	2	9	2	0	0	11	1	0	12	1	0	13	2	6	3	76			
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3			
合計	471	37	179	37	18	28	682	17	0	48	3	464	56	30	571	122	2,763			
うち時間外対応	27	0	11	2	1	1	7	2	0	1	1	3	2	0	26	20	104			
実人数	319	31	104	17	15	27	319	6	0	17	3	381	20	24	387	90	1,760			
うち新規人数	282	26	76	12	14	26	217	4	0	8	3	318	12	24	357	85	1,464			

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	対象人数	872
		回数	対象人数	450
緊急対応件数(事故対応等)		件数	2	

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同 一法人への委託 数	委託数のうち 新規数
	従来型	24	1	23	5	0	0
	簡易型	62	0	62	6	0	0
	セルフ型 (要介護含む)	0	0	0			
	介護予防支援	157	4	153	34	0	1
モニタリング	回数	3,649	サービス担当者会議			回数	301

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	(内数)協議体機能を有するもの	開催数	参加人数	32
		開催数	参加人数	
地域ケア会議の打ち合わせ		回数	0	0
自センター主催の会議等		会議数	1	参加人数
小地域支え合い連絡会		開催数	11	参加人数
行政等主催の会議等		会議数	20	参加職員数
地域主催の会議等		会議数	53	参加職員数
ケアマネ等研修会		開催数	0	参加人数
介護リフレッシュ教室		開催数	4	参加人数
運営推進会議		開催数	20	参加職員数
研修		回数	14	受講職員数
住民主体活動の後方支援		参加回数	2	参加職員数
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整		件数	463	
(内数)ケース検討会		開催数	56	

月別実績報告書 その1

令和6年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援					介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チャットリスト	成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害					
電話	331	14	30	5	9	0	115	6	0	28	4	90	26	12	713
うち時間外対応	9	0	1	0	1	0	1	1	0	2	1	4	4	0	27
来所	65	7	4	0	2	4	22	1	0	0	4	8	1	3	180
うち時間外対応	4	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	14
訪問	104	0	14	18	6	17	56	2	0	5	1	15	5	14	416
うち時間外対応	3	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	2	0	0	15
その他	4	2	7	3	0	0	3	2	0	13	1	4	16	1	67
うち時間外対応	1	0	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0	2	0	7
合計	504	23	55	26	17	21	196	11	0	46	10	117	48	30	1,376
うち時間外対応	17	1	2	2	1	1	3	2	0	5	1	6	6	0	63
実人数	357	23	35	17	12	21	127	4	0	11	9	68	14	27	988
うち新規人数	231	9	19	9	12	19	62	2	0	4	9	42	5	27	695

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	対象人数	819
		回数	対象人数	819
緊急対応件数(事故対応等)		件数	0	

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみの	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託と新規数
	従来型	67	6	61	15	2
	簡易型	67	0	67	9	0
	セルフ型 (要介護含む)	0	0	0		
予防給付	介護予防支援	157	6	151	42	1
モニタリング	回数	3,010	サービス担当者会議		回数	365

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	(内数)協議体機能を有するもの	開催数	参加人数	104
		開催数	参加人数	
	地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数
	自センター主催の会議等	会議数	3	参加人数
	小地域支え合い連絡会	開催数	2	参加人数
	行政等主催の会議等	会議数	25	参加職員数
	地域主催の会議等	会議数	42	参加職員数
	ケアマネ等研修会	開催数	1	参加人数
	介護リフレッシュ教室	開催数	5	参加人数
	運営推進会議	開催数	16	参加職員数
	研修	回数	23	受講職員数
	住民主体活動の後方支援	参加回数	15	参加職員数
	個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	155	
	(内数)ケース検討会	開催数	0	

月別実績報告書 その1

令和6年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援										介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護			施設事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト	成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害									
電話	819	23	66	11	3	0	10	9	0	43	12	22	54	4	14	4	1,094		
うち時間外対応	35	4	2	2	0	0	0	0	0	3	0	0	3	0	1	0	50		
来所	79	4	4	0	0	0	4	4	2	5	1	5	8	0	64	0	180		
うち時間外対応	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	7	0	13		
訪問	186	10	17	73	12	37	149	14	0	48	2	27	131	4	377	2	1,089		
うち時間外対応	10	0	1	1	1	0	7	0	0	11	0	0	6	0	24	0	61		
その他	14	1	8	0	1	0	2	8	0	34	0	4	24	1	9	0	106		
うち時間外対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
合計	1,098	38	95	84	16	37	165	35	2	130	15	58	217	9	464	6	2,469		
うち時間外対応	50	4	3	3	1	0	7	0	0	15	0	0	10	0	32	0	125		
実人数	849	26	69	52	16	37	160	22	1	37	14	37	76	9	455	5	1,865		
うち新規人数	664	17	59	39	13	37	152	15	1	9	14	25	44	9	426	5	1,530		

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	1	0	1	0	0	2
実人数	1	0	1	0	0	2

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	42	対象人数	5,220
		回数	7	対象人数	119
緊急対応件数(事故対応等)		件数	11		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみの	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同 一法人への委託 数	委託数のうち 新規数
	従来型	140	6	134	34	16	1
	簡易型	220	4	216	54	28	2
	セルフ型 (要介護含む)	0	0	0			
予防給付	介護予防支援	292	0	292	65	1	0
	モニタリング	回数	4,870	サービス担当者会議		回数	702

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	(内数)協議体機能を有するもの	開催数	2	参加人数	25
		開催数	0		
	地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数	0
		回数	4	参加人数	40
	自センター主催の会議等	開催数	11	参加人数	131
		開催数	30	参加職員数	64
	小地域支え合い連絡会	開催数	11	参加人数	131
		開催数	54	参加職員数	63
	行政等主催の会議等	開催数	1	参加人数	18
		開催数	9	参加人数	43
	地域主催の会議等	開催数	71	参加職員数	75
		開催数	20	受講職員数	63
	ケアマネ等研修会	開催数	0	参加職員数	0
		開催数	646		
	介護リフレンジュ教室	開催数	34	参加人数	
		開催数			
	運営推進会議	開催数		参加人数	
		開催数			
	研修	開催数		参加人数	
		開催数			
	住民主体活動の後方支援	開催数		参加人数	
		開催数			
	個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	開催数		参加人数	
		開催数			
	(内数)ケース検討会	開催数		参加人数	
		開催数			

月別実績報告書 その1

令和6年度 年間

資料 1ー1

センター番号：	62
センター名：	垂水名谷あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援										介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護			困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト	成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害									
電話	604	135	58	97	44	1	160	4	0	25	0	194	47	30	5	18	1,422		
うち時間外対応	25	13	5	5	0	0	8	0	0	1	0	2	7	1	0	0	67		
来所	28	12	9	2	3	2	11	0	0	7	3	19	3	2	43	6	150		
うち時間外対応	7	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	2	21		
訪問	90	11	17	28	24	20	178	7	0	2	2	34	23	6	259	9	710		
うち時間外対応	0	1	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	1	0	3	1	10		
その他	20	10	3	6	5	1	13	1	0	20	0	19	3	21	4	5	131		
うち時間外対応	5	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	1	10		
合計	742	168	87	133	76	24	362	12	0	54	5	266	76	59	311	38	2,413		
うち時間外対応	37	18	8	5	1	1	12	0	0	1	0	3	8	2	8	4	108		
実人数	575	94	56	101	58	22	213	10	0	22	5	148	30	40	230	24	1,628		
うち新規人数	456	57	38	83	43	22	143	5	0	9	5	112	16	22	206	21	1,238		

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	41	対象人数	275
		回数	22	対象人数	112
緊急対応件数(事故対応等)		件数	4		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみの	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同 一法人への委託 数	委託数のうち 新規数
	従来型	76	4	72	17	0	2
	簡易型	180	6	174	23	4	0
	セルフ型 (要介護含む)	0	0	0			
予防給付	介護予防支援	309	9	300	89	5	3
モニタリング	回数	4,953	サービス担当者会議			回数	567

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	(内数)協議体機能を有するもの	開催数	2	参加人数	28
		開催数	1		
	地域ケア会議の打ち合わせ	回数	1	参加人数	3
	自センター主催の会議等	会議数	1	参加人数	19
	小地域支え合い連絡会	開催数	7	参加人数	91
	行政等主催の会議等	会議数	20	参加職員数	33
	地域主催の会議等	会議数	30	参加職員数	52
	ケアマネ等研修会	開催数	0	参加人数	0
	介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	34
	運営推進会議	開催数	43	参加職員数	57
	研修	回数	9	受講職員数	10
	住民主体活動の後方支援	参加回数	2	参加職員数	2
	個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	202		
	(内数)ケース検討会	開催数	17		

月別実績報告書 その1

令和6年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計	
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト		成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害						
電話	391	45	70	57	29	3	34	9	0	11	3	11	16	4	7	62	752
うち時間外対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
来所	83	12	18	3	4	4	12	0	0	2	0	5	3	0	97	4	247
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	64	2	20	84	12	15	8	5	0	0	1	7	16	2	471	23	730
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	3	0	3	4	0	0	2	2	12	5	9	9	0	2	0	52
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
合計	539	62	108	147	49	22	54	16	2	25	9	32	44	6	577	89	1,781
うち時間外対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3
実人数	485	54	90	93	43	21	40	16	2	22	9	23	20	5	563	74	1,560
うち新規人数	363	37	68	56	34	18	33	11	2	12	9	12	10	5	563	51	1,284

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	2	0	0	0	0	2
実人数	2	0	0	0	0	2

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	対象人数	1,556
		回数	対象人数	818
緊急対応件数(事故対応等)		件数	2	

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみの	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同 一法人への委託 数	委託数のうち 新規数
	従来型	140	2	138	17	2	1
	簡易型	278	15	263	25	11	0
	セルフ型 (要介護含む)	0	0	0			
予防給付	介護予防支援	508	9	499	78	18	4
モニタリング	回数	6,054	サービス担当者会議			回数	986

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	(内数)協議体機能を有するもの	開催数	7	参加人数	92
		開催数	2		
地域ケア会議の打ち合わせ		回数	7	参加人数	42
自センター主催の会議等		会議数	4	参加人数	30
小地域支え合い連絡会		開催数	8	参加人数	126
行政等主催の会議等		会議数	15	参加職員数	32
地域主催の会議等		会議数	44	参加職員数	48
ケアマネ等研修会		開催数	1	参加人数	2
介護リフレッシュ教室		開催数	12	参加人数	90
運営推進会議		開催数	33	参加職員数	33
研修		回数	8	受講職員数	63
住民主体活動の後方支援		参加回数	29	参加職員数	41
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整		件数	179		
(内数)ケース検討会		開催数	19		

月別実績報告書 その1

令和6年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援					介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護			困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計	
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	実態把握	介護保険 外サービス		基本 チェックリスト	成年 後見制度	措置						高齢者 虐待
電話	36	10	858	1,597	4	3	5,284	136	0	136	2	0	128	20	8,401
うち時間外対応	3	0	77	98	0	0	180	8	0	4	0	0	1	1	392
来所	4	2	37	65	0	0	75	4	0	2	0	0	25	3	221
うち時間外対応	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
訪問	19	3	230	429	5	3	2,893	76	0	40	3	12	215	8	3,980
うち時間外対応	0	0	13	11	0	0	17	4	0	3	0	0	1	0	51
その他	1	0	69	103	0	0	310	12	0	18	0	1	10	1	541
うち時間外対応	0	0	14	8	0	0	9	1	0	0	0	0	0	0	37
合計	60	15	1,194	2,194	9	6	8,562	228	0	186	6	13	378	32	13,143
うち時間外対応	3	0	104	118	0	0	206	13	0	7	0	0	2	1	481
実人数	31	7	276	1,052	7	6	4,066	60	0	48	3	8	279	24	5,953
うち新規人数	28	6	149	486	6	6	730	23	0	17	2	3	250	23	1,777

2. 苦情件数（再掲）

センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	12	対象人数	122
		回数	7	対象人数	46
		件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同 一法人への委託 数	委託数のうち 新規数
	従来型	96	2	94	19	2	1
	簡易型	83	4	79	9	1	2
	セルフ型 (要介護含む)	0	0	0			
	介護予防支援	258	5	253	80	12	3
モニタリング	回数	3,265	サービス担当者会議			回数	599

センター番号：	65
センター名：	舞子台あんしんすこやかセンター

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1	参加人数	5
		開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ		回数	2	参加人数	3
自センター主催の会議等		会議数	0	参加人数	0
小地域支え合い連絡会		開催数	4	参加人数	42
行政等主催の会議等		会議数	19	参加職員数	19
地域主催の会議等		会議数	9	参加職員数	9
ケアマネ等研修会		開催数	0	参加人数	0
介護リフレッシュ教室		開催数	4	参加人数	34
運営推進会議		開催数	33	参加職員数	33
研修		回数	7	受講職員数	12
住民主体活動の後方支援		参加回数	20	参加職員数	20
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整		件数	1,970		
(内数)ケース検討会		開催数	88		

月別実績報告書 その1

令和6年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネージメント	権利擁護				困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 ケアプラン		成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害					
電話	965	48	216	23	2	0	164	4	0	19	6	104	37	0	126	1,734
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	6	7
来所	173	5	35	1	2	0	4	0	0	0	1	15	2	1	151	394
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	106	2	18	85	11	7	166	0	0	17	6	76	58	3	97	666
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	2	0	0	0	5
その他	28	1	27	4	2	0	2	1	0	39	2	8	12	0	11	151
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,272	56	296	113	17	7	336	5	0	75	15	203	109	248	155	2,945
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	2	0	0	6	12
実人数	759	36	239	55	10	7	175	5	0	22	14	111	37	248	88	1,839
うち新規人数	567	30	150	28	6	3	71	1	0	8	14	29	7	246	64	1,236

資料1ー1

センター番号:	67
センター名:	舞子あんしんすこやかセンター

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	0	3	1	0	0	4
実人数	0	3	1	0	0	4

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	対象人数	1,922
		回数	対象人数	260
緊急対応件数(事故対応等)		件数	6	

4. 介護予防ケアマネージメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
予防給付	従来型	128	1	127	29	5	0
	簡易型	117	1	116	4	0	0
	セルフ型 (要介護者含む)	0	0	0	0	0	0
モニタリング	介護予防支援	327	2	325	55	14	0
回数		6,150	サービス担当者会議		回数		721

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	(内数)協議体機能を有するもの	開催数	参加人数	38
		開催数	参加人数	
地域ケア会議	地域ケア会議の打ち合わせ	回数	7	24
	地域ケア会議の打ち合わせ	回数	7	24
自センター主催の会議等	自センター主催の会議等	開催数	6	549
	自センター主催の会議等	開催数	6	549
小地域支え合い連絡会	小地域支え合い連絡会	開催数	8	155
	小地域支え合い連絡会	開催数	8	155
行政等主催の会議等	行政等主催の会議等	開催数	14	24
	行政等主催の会議等	開催数	14	24
地域主催の会議等	地域主催の会議等	開催数	96	129
	地域主催の会議等	開催数	96	129
ケアマネ等研修会	ケアマネ等研修会	開催数	1	47
	ケアマネ等研修会	開催数	1	47
介護リフレッシュ教室	介護リフレッシュ教室	開催数	4	26
	介護リフレッシュ教室	開催数	4	26
運営推進会議	運営推進会議	開催数	26	27
	運営推進会議	開催数	26	27
研修	研修	回数	9	14
	研修	回数	9	14
住民主体活動の後方支援	住民主体活動の後方支援	参加回数	5	7
	住民主体活動の後方支援	参加回数	5	7
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	557	
	個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	557	
(内数)ケース検討会	(内数)ケース検討会	開催数	19	
	(内数)ケース検討会	開催数	19	

あんしんすこやかセンター連絡会等の実施状況（令和 6 年度）

1. あんしんすこやかセンター連絡会

開催頻度： 月 1 回

内 容： センター活動報告、保健福祉課等からの情報提供、情報交換

出席者： 区保健福祉課、区社会福祉協議会、巡回指導員、
あんしんすこやかセンター

2. あんしんすこやかセンターワーキング

開催回数： 全 4 回（第 2～4 回は区地域ケア会議に向けてのワーキング）

内 容： 区地域ケア会議に向けた課題抽出

出席者： 区保健福祉課、あんしんすこやかセンター

3. 区地域ケア会議

開催日： 令和 6 年 12 月 26 日

内 容： 「連携」をテーマとした架空事例の検討および意見交換

出席者： 三師会、婦人会、老人クラブ連合会、民生委員児童委員協議会、
医療介護サポートセンター、居宅介護支援事業所、区保健福祉
課、垂水区社会福祉協議会、あんしんすこやかセンター
計 48 名

4. あんしんすこやかセンター圏域地域ケア会議

延べ 29 回開催（地域の実情に応じて各センター年 1～7 回開催）

内 容： 地域ケア会議の意義や目的、地域の現状について参加者間で共有し、事例を用いた支援内容の検討、認知症に関することや高齢者の居場所づくり等の地域課題についての話し合い

主な参加者： 医師会、歯科医師会、薬剤師会、警察署、消防署、民生委員、
自治会、ふれあいのまちづくり協議会、社会福祉協議会、
えがおの窓口、サービス事業者等、集合住宅の管理会社

あんしんすこやかセンター事業計画書

桃山台あんしんすこやかセンター	P 17
塩屋あんしんすこやかセンター	P 20
東垂水あんしんすこやかセンター	P 23
垂水名谷あんしんすこやかセンター	P 26
平磯あんしんすこやかセンター	P 31
本多聞あんしんすこやかセンター	P 35
舞子台あんしんすこやかセンター	P 37
神陵台あんしんすこやかセンター	P 40
舞子あんしんすこやかセンター	P 42

令和 7 年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 59

あんしんすこやかセンター名： 桃山台あんしんすこやかセンター

運営管理者名： 石坂 恵美子

令和 7 年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※下線部分は重点目標

1. 運営体制（24 時間相談体制も含む）について

月曜～土曜の 9 時～17 時 30 分はあんしんすこやかセンター職員が対応する。夜間及び日中の職員不在時は、併設の特別養護老人ホームへ電話転送し対応する。夜間等の緊急時の連絡は、施設の宿直者、或いは夜勤の介護職員が対応し、必要に応じ、あんしんすこやかセンターの職員に連絡する。

2. 職員の配置について

保健師または看護師 1 名、社会福祉士 1 名、主任介護支援専門員 1 名、地域支え合い推進員 1 名を配置する。

3. 総合相談支援業務について

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくために、高齢者や家族、地域住民からの相談を受け、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、機関または制度の利用に繋げる。高齢者だけでなく家族にも視点を向け課題に対しても支援を行っていく。

相談受付票から相談件数等のデータ収集を継続し支援に活かす。

4. 権利擁護業務について

高齢者虐待の相談窓口であること、報告義務について周知し、虐待の早期発見・防止に努める。高齢者虐待対応の手引きに沿って、全職員が迅速に対応し、センター内や関係者間と連携し継続的に支援する。地域の集いの場や行事の際にパンフレットを配布し、啓発を行う。成年後見制度については、必要性を感じたケースについては勧奨し利用につなげる。

消費者被害を未然に防ぐため、圏域内の関係者に随時情報提供を行う。圏域内で起こった消費者被害情報については広報の仕方を工夫し関係者に周知を行う。民生委員にも広報を行い、地域住民により周知できるようにする。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

区内のセンターと協働で、関係者間の連携がより円滑に進むようネットワーク作りに取り組む。

圏域全体の地域ケア会議を年1回開催し内容の充実を図り、他職種が連携できるような内容を企画・運営する。事例検討会を中心に意見交換等を行い、ネットワークを構築する。また、困難事例等があった場合には、随時必要なメンバーを招集し個別の事例検討会を開催する。他のセンターと共同で介護支援専門員対象に勉強会や研修会を開催する。介護支援専門員からの相談があれば、共に考え側面的支援を行う。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

本人の生活環境・健康状態・生活機能低下リスク等を考慮した包括的なアセスメントを行う。自身でできることを活かし介護予防に取り組み、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。

地域住民へフレイル予防の広報を継続して行い、高齢者のフレイル予防を促進する。

神戸市が推進するフレイル改善通所サービスの利用を促進し地域住民のフレイル予防を行う。地域の集いの場でフレイル改善通所サービスを広報する。

7. 地域支え合い活動推進事業について

高齢者が住み慣れた地域で住民同士の見守り・支え合いができるよう、高齢化の進む地域を中心にコミュニティ作りの支援を行う。

友愛ボランティアの連絡会に参加し、見守り対象者の情報共有を行う。必要時にはセンター内で共有し支援方針を決定し、早期に社会資源等に繋げる等の支援を行う。

地域住民と協働して「見守り活動」から「支え合い活動」へ発展させ、高齢者ができるだけ長く安心して生活できる地域づくりを目指す。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症サポーター養成講座を A 地域住民対象に開催する。

B 地域での認知症高齢者声掛け訓練の後方支援をする。

介護リフレッシュ教室は年4回開催し、内容や広報の仕方を工夫し参加者の満足度アップと参加人数の維持を目指す。

9. 民生委員等地域との連携について

民児協や友愛連絡会に出席し、民生委員及び地域支援者から地域資源の情報を収集・集約し地域へ還元する。

地域の連絡会等に参加し、高齢者の情報を収集・管理し、把握する。相談・通報に対しては、早期対応・早期解決に努める。

地域ケア会議へ参加してもらうことで地域関係者と連携しやすい関係づくりを行う。

10. 医療機関との連携について

病院（医院）・歯科・薬局等の医療機関と積極的に連携し高齢者の心身状況に合った支援を行う。

地域ケア会議に医師や歯科医師・薬剤師・病院関係者・医療介護サポートセンター等に参加してもらい連携しやすい関係作りを行う。

11. その他関係機関との連携について

フォーマル、インフォーマルに関係なくあらゆる機関との連携を図る。

各地域のふれあいのまちづくり協議会や自治会、また障害者地域生活支援センター等と連携を図る。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

適切な情報提供を行い、ご利用者及びご家族の意思を尊重し、正当な理由なく特定のサービス種類やサービス事業者に偏りがないように努める。

要支援者が要介護者となり居宅介護支援事業所の選定の際には、ご利用者及びご家族の希望により選定してもらう。特に希望する事業所がない場合には一覧表を提示し、選定してもらう。

.....

※年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和 7 年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 60

あんしんすこやかセンター名： 塩屋あんしんすこやかセンター

運営管理者名： 古本 吉洋

令和 7 年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※当該年度の重点目標には下線を引いています。

1. 運営体制（24 時間相談体制も含む）について

地域における保健福祉の拠点として、専門職として職員が相互に協力・連携しながら適切な支援を行う。研修への参加及び毎朝のミーティング等で情報共有や事例について検討し、センター内の連携を深めることでセンターとして対応できる体制とする。

営業日においてセンター職員で当番を決め、常時 1 名は在所することで電話や来所による相談に対応できるよう努める。また祝日には営業し土・日曜日にも必要に応じ対応することで就労している家族にも相談しやすい体制をとり、営業時間外の夜間や土・日曜日にも電話転送により介護相談等に対応できる体制を確保する。

2. 職員の配置について

主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士、地域支え合い推進員の 4 職種を各 1 名以上配置。地域との連携を密に適切で迅速な対応が出来るようチームアプローチに努める。介護予防プラン作成担当職員を 2 名配置し、センター職員が担当するプラン数に配慮し、介護予防支援業務及び地域包括支援業務の双方が円滑に行えるようにする。

職員皆が研修に積極的に参加し、センター内で復講することで職員全体のスキルアップを図る。また個人情報保護について神戸市個人情報取扱事務チェックリストを遵守するよう定期的にチェックする。

3. 総合相談支援業務について

高齢者が住み慣れた地域の生活を継続する上での生活課題を幅広く把握し、相談を受けた際には介護サービスにとどまらずインフォーマルサービスを含むあらゆるサービス・関係機関・各種制度の利用に繋げていくようにする。そのためには社会資源情報を収集・更新・整理を常に行い、相談者等に対して迅速・的確な情報提供や支援が出来るようにする。

また、地域活動への参加及び行政・主治医等医療関係者・民生委員・ふれあいのまちづくり協議会・自治会・サービス提供機関・専門相談機関等と連携できる協力体制を築けるようにする。

4. 権利擁護業務について

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の理解及び虐待防止研修を受講し虐待に関しての知識を深め、地域住民に対し防止の為広報啓発活動を行う。発見時や通報を受けた際にはマニュアルに則って迅速に対応し、民生委員や関係機関と連携しながら適切に早期解決に向けた対応がとれるようにする。消費者被害については実例を含め地域住民に対し防止の為広報啓発活動を行う。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

高齢者の困りごとを地域の方が身近に気軽に相談できるようにと塩屋地域独自の介護相談窓

口のマークとして「しおや介護 SOS」の運用を開始して、地域ケア会議の参加者を中心に意見を出し合って運用について改良を重ねてきた。相談者が相談しやすく認知症など支援が必要になっても住み慣れた地域での生活が続けられる協力体制を継続していく。

介護支援専門員の個別の相談にも対応し、処遇困難事例など必要に応じて同行訪問等で対応。介護支援専門員対象に交流をかねた勉強会を年 1 回開催、必要時には個別課題解決のための事例検討会等の開催も検討し、介護支援専門員のもつ課題解決に向けて支援する。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

包括的なアセスメントを行い、利用者が主体的に関わり、介護予防に関する具体的な生活目標をもって生活できるようなケアプランの作成に努める。

委託事業者への適切な介護予防ケアマネジメント業務について助言を行い、センターが責任を持って、介護予防支援業務を担う。また、介護予防支援の指定を受けた指定居宅介護支援事業者に対して包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の内容として一定の関与を行い、地域の状況の把握と共に、必要な助言を行う。

7. 地域支え合い活動推進事業について

居場所の活動継続支援として地域で開催しているふれあい給食会やふれあい喫茶、その他集いの場を訪問して地域の情報や高齢者の情報を収集するとともに、専門職による地域貢献活動をマッチングすることで必要に応じた後方支援を行う。集いの場等の情報を集約し一覧等を作成し関係者が協力しながら広報する事で、閉じこもりがちな高齢者の介護フレイル予防につなげていく。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症対応関連の取り組み等や認知症支え合い事業について地域に広報するとともに適時ご案内することで認知症になっても安心して住み慣れた地域で暮らせるよう支援する。認知症神戸モデルの広報及び申し込みが難しい高齢者への支援により適切に診断が受けられるよう支援する。地域での対応が難しい認知症事例について、こうべオレンジチームと連携することにより早期診断・早期対応により住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援する。

9. 民生委員等地域との連携について

年 1 回民生委員と個別に面談して、地域の情報や高齢者についての情報交換を行うとともに、民生委員や地域からの相談に迅速に対応し、必要時同行訪問等を行い実態把握により、対応内容や今後の方針について情報提供のあった民生委員と情報共有を図る。

民生委員が担当する地域の住民に広報できるよう説明し広報物を提供し消費者被害や虐待等の防止に向けた活動を支援する。

地域行事への参加や支援、地域ケア会議への開催・関係者への参加の呼びかけ等を通して地域との連携を図る。

10. 医療機関との連携について

地域の医療機関及び医療介護サポートセンターと地域課題について共有できるよう地域ケア会議への参加を呼びかける。

日頃より高齢者の健康管理や急変時の対応ができるよう、主治医へのケアプランの送付や面談を通して、連携を密にしておく。入院時においては、医療機関へ入院連携シートにて情報提供、退

院時においては、在宅での生活に対する相談や調整の為に退院時カンファレンスへの参加等を通して連携を図る。医療介護サポートセンター等が主催する勉強会に参加しセンター内で復講することでセンター職員のスキルアップを図る。

1 1. その他関係機関との連携について

地域密着型介護サービス事業所が開催する運営推進会議に参加して、適正な運営に向けての意見や助言をするとともに、地域の情報について発信できるようにする。
介護保険関連にとどまらず、相談内容に応じて行政を含めた相談窓口・見守り協力事業者・ボランティア等との連携に努め、総合相談窓口としての役割が果たせるように努める。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

高齢者本人・家族の意向を尊重し、相談に対しては迅速で、適切な対応に努める。サービスが必要な場合には、利用者及び家族の意向を確認した上で、サービス提供事業者を複数紹介し、パンフレット等を活用して利用者及び家族が意思決定できるような説明や援助を行う。
特定の事業者や機関に偏ることなく、地域の多機関と連携し、地域の生活課題の把握や問題解決に努める。

.....
※年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和7年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 61

あんしんすこやかセンター名： 東垂水あんしんすこやかセンター

運営管理者名： 山崎 晶子

令和7年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※当該年度の重点目標には下線を引いています。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

要援護者もしくは要援護者となる恐れのある高齢者または家族などへの対応として、24時間体制で取り組みます。具体的には、センターは基本的に9時から18時、土・日曜日、祝日、年末年始においても交代で勤務し、相談者がいつ窓口に来られても対応できるようにしています。18時から翌朝9時においては、転送電話にて運営管理者が電話対応します。緊急時は緊急対応のマニュアルに基づき対応を行えるよう徹底し、対応困難な場合には、4職種で話し合いを行い、チームで対応していきます。個人ケースや相談受理したケースについては、誰もが確認しやすいように整理を行い職員間で情報共有し、必要時は各担当職員に直接連絡をとれる体制を整えています。今後も緊急度に応じ迅速かつ適切な対応をし、公正・中立の立場を遵守しながら事業運営を行います。

また感染症や非常災害の発生時において、継続的に運営できるように、非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2. 職員の配置について

センター職員は、①保健師2名、②社会福祉士4名、③主任介護支援専門員1名、④地域支援合い推進員2名、⑤プランナー常勤換算上1.6名を配置しています。センター業務の質を向上させるために、職員は各種研修に積極的に参加し、復講研修を行っていきます。

またセンター内で勉強会を計画・開催し、各職員の資質向上・自己研鑽に努めます。センター業務に関連する外部研修に計画的に参加していきます。

3. 総合相談支援業務について

地域団体や地域住民にセンターの役割を周知し、早期に相談が入る体制を維持するため、センターの広報を継続します。また各種関係機関においては適切な対応の積み重ねにより信頼関係を築きつつ、相談しやすい窓口を目指します。

地域の保健・医療・福祉等の専門職やボランティア等が専門性や能力を活かし連携することにより、地域の様々な社会資源を活用した継続的かつ包括的ケアが行われるよう総合的な相談・支援を行います。

各種相談に対しては、緊急性の判断ができ、関係者との連携がスムーズにできるように職員ならびにチームとしての相談援助技術を向上させていきます。

4. 権利擁護業務について

社会福祉士を中心に地域の介護保険関係事業所や民生委員等の関係機関と連携を図り、高齢者の情報収集に努め、必要に応じて消費者被害の実態把握を行ないます。特に圏域内での被害については情報が入り次第、発生地域周辺を重点的に注意喚起します。ヘルパー事業所を中心に消費者被害予防について周知し、あんしんすこやかセンターや担当介護支援専門員へ早期に相談して頂けるよう広報啓発を行います。

成年後見制度・日常生活自立支援事業に対する啓発活動についても、介護保険関係事業所や民生委員等の関係機関に積極的に行っていきます。

高齢者虐待については、虐待ケース発見及び通報時、速やかにセンター内で情報共有を行い実態把握、情報収集に努め、関係機関との連携・役割分担しながら対応します。地域の介護保険関係事業所や地域の方々にリーフレットを用いて高齢者虐待について知識を深めてもらい、センターへ早期に相談して頂けるよう、虐待の防止及び早期発見のための広報啓発を行います。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域住民に参加して頂ける、小学校区等小さな単位の地域ケア会議の開催を企画し、地域住民と地域の課題をともに考え共有できるようにします。

また個別課題解決の地域ケア会議においては、支援内容を検討することにより、高齢者の課題解決に向けて支援するとともに、ケアマネジャーの自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めることができるようにします。

地域課題に関しては、地域ケア会議を重ねることにより、地域に共通した課題を明確にし、地域に必要な取り組みを明らかにします。

介護支援専門員を対象としたケアマネの集いは、年2回の開催を目標とし、事例検討や制度改正などにより必要とされる知識の習得、各社会資源と連携体制の構築、専門性のある視点と知識を持った課題解決能力の向上等、個々の介護支援専門員のスキルアップを図ります。

地域の介護支援専門員が抱える処遇困難事例については、相談内容に応じた情報提供や同行訪問、関係機関に対し協力を得ることで問題の改善・解決に繋げ、その後も経過を定期的に確認します。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

心身機能をふまえ自助・互助に焦点を当て、介護が必要な状態になることを予防します。本人がより主体性を持って活発に地域で生活が継続できることを目指し、本人の状態像を適切にアセスメントし、介護保険サービスだけではなく、インフォーマルサービスにも着目し、個別性のあるプランを立案します。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域で暮らす高齢者へ適切な情報提供に向けて、地域にあるインフォーマル資源の実態把握と情報の整理を行います。また、新たに活動開始となった団体への後方支援として、地域へ定着を促す支援を行います。住民同士が支えあえる体制づくりに向けて、地域に不足しているインフォーマル資源を見だし、地域課題として住民と共有する機会を持ちながら、住民主体の居場所づくりなど、インフォーマル資源の開発を支援します。

8. 認知症に関する取り組みについて

できるだけ早い段階から認知症の方やその家族に対する相談が入る体制を作る為、認知症サポーター養成講座の推進や、認知症声かけ訓練、神戸モデルの啓発、認知症支え合い事業の活用を行い、地域の方の認知症への理解を深めます。特に認知症サポーター養成講座は、昨年センター広報を行った関係機関を含め地域住民へ広く参加を呼びかけ実施します。認知症の方が地域での生活が継続できるよう、地域ケア会議等を通じて、各関係機関と協働し、地域における医療・介護の連携を進めていきます。

9. 民生委員等地域との連携について

地域の連絡会や行事への参加を通し、民生委員をはじめふれあいのまちづくり協議会等との関係維持に努めます。一人暮らしや老々世帯が増加していく中で、民生委員と同行訪問を行う等協力し、問題解決に取り組んでいきます。また緊急時の対応がスムーズにいくよう地域住民の方も交え、住民同士で見守りあえる体制づくりについて、話し合う機会をもちます。

10. 医療機関との連携について

センターが主催する地域ケア会議等で、医師・歯科医師・薬剤師・医療介護サポートセンター等と連携し、協働できるよう働きかけを行っていきます。また、個別ケースの対応で、文書による連携だけではなく、必要に応じて直接医療機関へ伺う等して、地域の医療機関と顔の見える関係性を築くよう努めます。

11. その他関係機関との連携について

センターが円滑かつ効率的に事業内容を推進し、自立支援・重度化予防の観点からサービスが提供できるように行政をはじめ、保健・医療（医院・病院等）・福祉関係（居宅介護支援事業所・サービス事業者等）機関や地域の関連団体（ふれあいのまちづくり協議会・婦人会・自治会・老人会・見守り協力事業者等）と協働します。

認知症による困難事例や在宅医療が必要な事例などは、必要な制度や医療機関につなげることができるよう、オレンジチームや医療介護サポートセンター等と連携して対応します。

また地域ケア会議を活用し、地域の課題を共通認識し、各関係機関と共に取り組み、地域包括ケアを目指します。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センターの運営にあたっては、提供されるサービスが、正当な理由なく特定の種類又は特定のサービス事業者に偏ることがないように定期的に確認します。

要支援者が要介護状態となった場合、利用者・家族の意向を確認し、希望する居宅介護支援事業所を選定してもらいます。特に希望する事業所がない場合は居宅介護支援事業所リストを提示し選択してもらい、特定の事業所に偏ることがないように留意していきます。

.....

※年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和 7 年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 62

あんしんすこやかセンター名： 垂水名谷あんしんすこやかセンター

運営管理者名：屋部 伸子

令和 7 年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※当該年度の重点目標には下線を引いています。

1. 運営体制（24 時間相談体制も含む）について

- ・同一法人の運営する特別養護老人ホームの 24 時間体制機能を活かして、日祝日夜間も含めた 24 時間相談を受け付け、また迅速に対応出来る様に主たる対応者への連絡系統を文章で明確化し、職員にも連絡網を配布し周知を図る。
- ・緊急性が高い利用者（単身・老老世帯者等）の緊急連絡先の確認を行う。
- ・担当者不在の場合でも対応出来る様、4 職種で常日頃からミーティング等で情報共有を行なうと共に専門職種としてのそれぞれの経験や知識を活かしたチームアプローチの観点で業務を遂行する。
- ・法人内の定期的な管理者会議を通じて、報告・連絡・相談体制の充実を図り、困難事例を含め課題・目標に対して組織的に取り組む。
- ・包括ソフトの伝言板機能等を活用し、情報伝達や共有が漏れなく行えるように取り込む。
- ・神戸市より提供された月報の相談対応実績入力表を参考に入力様式を作成し、業務改善や負担の軽減が出来るように取り組む。
- ・新型コロナウイルス感染症予防対策としてマスクの着用（個人の判断含む）、手洗い等は、令和 7 年度も継続して実施する。
- ・災害時には災害時対応ガイドラインや予防支援事業者の業務継続計画を活用し法人内でも平常時より連携し、運営体制が確保できるようにする。

2. 職員の配置について

- ・資格、職歴、経験年数等を十分に考慮し、地域包括支援センター業務に適した職員配置をすると共に、それぞれの職員において社内研修や社外研修への参加・またセンター内で復講研修を行うことで資質向上・技術を磨く為の取り組みを積極的に行っていく。

3. 総合相談支援業務について

- ・新規相談対応及び専門的・継続的相談支援を行なう。高齢者や家族・民生委員、近隣住民等からの介護全般の相談に対応する。入院や入所、退院や退所に対する相談対応を行う。
- ・電話相談だけでなく、急な来訪者にも対応できるように 1 名以上の職員が在室できるように体制を取る。
- ・総合相談に対してセンター職員で情報共有し、緊急性や必要な情報を判断し方向性を検討した上で対応する。
- ・過去に受けた相談が検索出来るよう、遡って相談データを入力し、データベースを作成する。
- ・新規で相談を受理したものは excel データに入力し、再相談への対応をスムーズに行う。
- ・支援者や近隣とのネットワークを活用し、高齢者世帯への戸別訪問や実態把握を行う。

- ・相談内容に即したサービスや制度に関する情報提供を行うために、ゆっくりとわかりやすい言葉で説明することを心がける。
- ・地域で開催される夏祭りにて、センターの広報や認知症広報啓発、相談窓口の機会を設け、多世代の地域住民に啓発活動を行う。

4. 権利擁護業務について

①権利擁護全般

- ・地域住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない困難な状況にある高齢者が安心して生活ができるよう専門的・継続的に支援を行う。

②成年後見制度・福祉サービス援助事業の活用促進

- ・高齢者の判断能力の状況等を把握し、成年後見制度の利用が必要なケースであれば、申し立てが速やかに行えるよう支援する。また、成年後見制度を普及させる為にパンフレット等を活用し、給食会や地域行事、地域ケア会議等を通じて広報啓発を行う。

③高齢者虐待への対応

- ・地域住民、地域の支援者に対して、高齢者虐待に関する正しい知識の理解を周知するためにパンフレット等を用いて地域行事等で啓発する。又、居宅介護支援事業者に対しても研修を通じて、高齢者虐待防止の基本的視点、相談・通報について周知を図り、早期発見・見守りネットワークの構築に努める。
- ・相談窓口としてセンターの周知徹底や介護リフレッシュ教室への参加を促す事で、高齢者虐待を未然に防ぐことが出来るよう取り組む。また、介護リフレッシュ教室の対象者リストを作成し、開催内容や開催場所に合わせて参加の呼びかけができるよう工夫する。
- ・虐待の相談・通報・届出を受理した場合、センターで組織的に判断、垂水区保健福祉課へ即時報告し、各関係機関と連携を図る。原則、複数のセンター職員が訪問による事実確認を行い、区と支援計画を策定しながら状況に即した適切な対応を取る。

④困難事例への対応

- ・高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合や高齢者自身が支援を拒否している場合等の支援困難事例を把握した際にはセンター職員が相互に連携を図る。関係機関、地域住民、区保健福祉課等とのネットワークを活用・協力を得ながら支援方針や善処策を検討し、見守り等の必要な支援を行う。
- ・ヤングケアラーの把握、情報提供を行う。介護支援専門員等から相談を受けた際は迅速に情報収集を行い、垂水区保健福祉課へ相談する。また、地域行事や民生委員定例会などにおいて地域住民に対してもヤングケアラーの広報啓発を行い認知度の向上に取り組む。

⑤消費者被害の防止

- ・消費者被害を未然に防止するため、介護保険課や神戸市生活情報センターからの情報を民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等と共有する。
- ・住民や関係機関から被害報告の相談を受けた場合は神戸市へ報告し、神戸市消費生活センターへ相談、家族や支援者とも協議しながら役割分担を行い、対応する。
- ・給食会や地域行事等で被害情報を匿名化して地域住民へ注意・啓発活動を行う。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

①地域の現状把握と地域づくり

- ・ 令和 7 年度も B 地区を重点地区としてセンター職員で 6 年度未実施場所の地区踏査を実施し、地域の変容や特徴について把握する。収集した情報をまとめて地域診断を実施し、地域活動計画書の作成に活用する。
- ・ B 地区は昨年度、認知症・困難対応相談が続いたため、認知症高齢者等への支援について事例を使い地域ケア会議にて検討することを計画する。
- ・ A 地区にて令和 4 年度から 100 円喫茶が開始となり一年が経過し、令和 5 年度には後方支援や地域ケア会議を開催し、新たな集いの場の必要性について話し合いを実施。
- ・ A 地区での地域ケア会議の末、令和 5 年 9 月に立ち上げた『体操の会』運営の後方支援を実施。
- ・ 地域診断では、圏域を 7 つの地区に分けて人口や高齢化率の経年変化をグラフ化し、地域の特性などをまとめる。センターに寄せられる相談内容についても分析、圏域の特徴を明らかにし、地域課題を抽出する。

②サービス提供事業者等について

- ・ 運営推進会議に参画し、該当するサービス事業所が地域に密着したより良いサービスが提供でき、地域住民の理解・協力が得られる様に関わりを持つ。

③地域における介護支援専門員のネットワークの活用、指導・助言

- ・ 令和 5 年度に作成した「インフォーマルサービス」一覧を充実するよう、令和 6 年度は喫茶や移送サービスを提供している団体から情報収集し、情報をまとめて令和 7 年度に地域のケアマネや地域団体などに配布し必要に応じて団体とのネットワーク構築を図る。
- ・ 地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜センターの各専門職や地域の関係者、関係機関との連携の下、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。
- ・ 担当圏域及び、委託先の介護支援専門員を対象にしてニーズに基づいたケアマネの集い（研修会）を開催する。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・ 個々の高齢者の心身の状況や生活環境に応じた総合的かつ効果的な、本人の視点に立ったケアプランとして高齢者自身が「自分のもの」と認識できるマイケアプランを作成するとともに、サービスの提供を確保し、状態が改善されたか目標の達成状況の評価を行い、必要に応じてケアプランの変更を行う。
- ・ 介護予防プランを通じて個別的相談助言を行う。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・ 民生委員との顔の見える関係作りを構築することで、個々の見守りから地域住民同士で支え合う体制を推進していく。
- ・ ふれあいのまちづくり協議会、民生委員主催の各給食会や住民主体のカフェへ必要時、参加等を通して、活動状況の情報把握、共有・顔の見える関係、交流を図ることのできる場づくりとして、継続支援を行う。
- ・ 垂水区の坂道の多い特性を踏まえ、フレイル予防・改善に対する取り組みを実施する。

- ・地域支え合い推進員は、垂水区社会福祉協議会と連携を取りながら、垂水区内の推進員等と輪番制で定期的に高齢者向けの生活情報紙として『ニコニコはあと』を4ヶ月に1度発行する。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・神戸市、垂水区保健福祉課、垂水区社会福祉協議会、医療介護サポートセンター、オレンジチームや区内あんしんすこやかセンターと協働し、地域支援者や主治医、認知症サポート医等の医療機関、各関係者とも連携を図る。

①多世代の認知症理解

- ・C地区の七夕まつりに継続して参加し認知症啓発に関するチラシの配布を行い多世代への認知症理解の促進を目指す。
- ・令和4年度よりC地区の地域福祉センターのトライやるウィークに参加している中学生や地域住民と共に、認知症高齢者声かけ訓練や地域ケア会議を開催し、多世代で認知症高齢者への関わりを学習。令和7年度もC地区のトライやるウィークに合わせて認知症理解への取り組みを企画予定。

②神戸市安心登録事業について

- ・神戸市安心登録事業を継続し、必要な対象者が利用できるようにしていく。

9. 民生委員等地域との連携について

①地域見守り活動の支援

- ・サービスにつながっていない高齢者について実態把握のリストを作成する。令和5年度からは、A地区の困難ケースが多い大型集合住宅について高齢者の実態把握リストを作成し、地域行事への参加勧奨などのツールとして活用する。
- ・民生委員・児童委員協議会と連携し、小地域支え合い連絡会の開催運営を行い、民生委員と地域の高齢者の情報を交換・共有する。

②相談・通報対応

- ・相談・通報があった場合は、センター職員は必要時民生委員と連絡を取り合い、内容を十分に把握したうえで同行訪問を行い、対象者への支援が必要と思われる場合は内容に合わせて家族や関係機関等に引き継ぐ。
- ・緊急時は家族や垂水区保健福祉課、垂水区社会福祉協議会等と連携をとりながら、必要に応じて緊急時の対応を行う。

10. 医療機関との連携について

- ・病院や主治医等を含めた医療機関でのカンファレンス、サービス担当者会議への参加・開催をする。
- ・医療機関主催の研修会や事例検討会へ参加し、顔の見える関係作りや医療知識、実践対応のスキルアップを地域の介護支援専門員と共に図る。
- ・精神障害のある高齢者やその家族について、垂水区保健福祉課や垂水区社会福祉協議会、障害者支援センターとのケース検討を行う。精神科医や、障害者支援センターなど各専門家と対応方法などについて話し合い、対象者に対して適切な対応ができるようにしていく。
- ・病院や主治医からの相談に対して、高齢者の在宅での生活情報・地域情報を伝達することで、退院後の生活がより安定するよう連携を強化する。
- ・地域ケア会議等に医療職の参加を依頼し、在宅生活を送るうえでの意見交換を実施。

1 1. その他関係機関との連携について

- ・ イベントのポスターやチラシ配りを通じて、商店などへのセンター広報や介護予防普及啓発活動を実施する。
- ・ 高齢者見守り事業の協力事業者やインフォーマルサービス事業者、有償ボランティア団体等との情報交換を通じて高齢者の見守り体制を強化する。
- ・ 災害時に対応できる様に地域の関係機関や法人与平常時より連携を行い地域の防災ネットワークへも参加し、有事の際は災害時対応ガイドラインを活用し防災・減災に繋がるように努める。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・ 適切な情報提供に基づく利用者の意思決定を尊重し、公平・公正な介護予防マネジメントの確保が行えるよう努める。
- ・ 介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態になった場合に、居宅介護指定事業所や施設入所先の選定について、利用者の希望を優先し、希望がない場合はセンターより、指定居宅介護支援事業所リストを掲示し利用者に選択してもらうように支援する。サービス事業者についても適切な情報提供を行う。
- ・ 正当な理由がなく、特定の事業者が提供するサービスに偏らないよう努める。地域行事等にて講師を依頼する際にも、同様とする。

.....

※年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和 7 年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 6 3

あんしんすこやかセンター名： 平磯あんしんすこやかセンター

運営管理者名：芳賀陽子

令和 7 年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※当該年度の重点目標には下線を引いています。

1. 運営体制（24 時間相談体制も含む）について

- ①同一法人の運営する特別養護老人ホームの 24 時間体制機能を活かして、夜間、祝祭日、日曜日など 24 時間相談受付や迅速な対応がおこなえるように連絡体制を明確にし、職員にも周知を図る。
- ②前日の相談内容、地域活動や行政の会議出席内容、各々の担当プランや対応等の進捗状況等、毎朝のミーティングや月に数回行うミーティング等で、専門職種として各々の経験や知識を活かして、意見を出し合い、話し合い、4 職種間での情報共有、検討等をおこなう。
- ③職員個人とセンター全体のスキルアップを図るため、外部の必要な研修の参加や定期的に併設居宅とテーマを決めて勉強会や事例検討会などをおこなうなど、自己研鑽に励み、センター全体の質の向上に努める。

2. 職員の配置について

「地域包括ケア」を実現する為に保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士、地域支え合い推進員の 4 職種を配置し、その 4 職種が個々の専門性を活かして相互に連携協働しながら、チームアプローチをおこない、事業を展開していく。

3. 総合相談支援業務について

- ①本人、家族、近隣住民、民生委員等からの様々な相談を受け、的確に状況判断し、必要に応じて、実態把握のための訪問実施、適切な機関やサービスにつなげるように努める。
- ②相談者自身で解決できるものは、必要な情報を提供し、自己解決をしていただく、また、必要に応じて、関係機関につなぐ。
- ③継続的・専門的に対応する必要があるケースは、定期的な実態把握をおこない、個別の支援をおこなう。
- ④要介護認定及び介護サービス利用の相談があった場合は要望だけを聞くだけでなく、なぜ申請したいのか、なぜ介護サービスを受けたいのか、相談者の背景やその根拠等、必要性を紐解く等、対人援助のスキルを活かす。

4. 権利擁護業務について

- ①成年後見人制度の活用について
地域行事参加者に対して制度の広報に努めるとともに身寄りのない高齢者をはじめ、必要な高齢者の申し立て支援に努め、区・神戸市成年後見支援センター・リーガルサポート

センター等の関係機関と連携する。

②虐待への対応について

センターが相談・通報を受理した場合、早急にセンター内で協議し、関係者からの情報収集、訪問等の実態把握を複数でおこない、事実確認をおこなう。「高齢者対応の手引き」に即して対応方針を区と検討する。

地域行事の参加者に対して、パンフレットやDVD等を用いて、高齢者虐待について広報や啓発活動を開催し、地域住民に対して正しい知識と認識、理解をしてもらえるように取り組みをおこなう。

③消費者被害の防止について

地域行事の参加者に対してK O B E ぐらしのレポート資料等を用いて、消費者被害に遭わないよう啓発し、地域での消費者被害の情報を把握し、具体的な対応等、住民に情報提供することで生活トラブルや消費者被害を予防する。

また、地域支え合い推進員情報誌「ニコニコはあと」を配布し、消費者被害に遭わないために周知をはかる。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

①包括的・継続的なケア体制

医療・保健・介護の関係者や民生委員、ボランティアなどの連携体制を構築する為に多職種の専門性を理解し、顔の見える関係性を強化する。

インフォーマルなサービスについても社会資源が円滑に活用できるよう情報収集に努め適切に情報提供をおこなう。

②地域における介護支援専門員のネットワークの活用や資質向上について

居宅の介護支援専門員が日常的な業務をおこなうにあたり、勉強会・情報共有や相談しやすい環境づくりに努め、個別のケアプラン作成への助言やサービス担当者会議開催の支援、専門職種との連携等、専門的な視点で個別指導や相談に対応する。

③支援困難事例等への指導・助言について

4 職種協働のもと、アセスメントをおこない、具体的な支援方法を検討し、同行訪問も含め、指導助言相談等をおこなう。ケースによっては個別地域ケア会議を開催する。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

①高齢者の自立を支援するための考え方として「 (1)ケアマネジメントの基本の再確認

(2)ケアマネジメントプロセスの協働化(3)インフォーマル資源とケアマネジメント 」が示されており、この視点を持ち、ケアマネジメントしていく。

②利用者が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるような支援計画を作成する。

「本人ができる事は本人がおこなう」ことを基本とし、本人の意思決定を大切に生活意欲を引き出すよう心掛ける。さらに具体的な目標を明確にし、利用者に応じた効果的な支援計画を作成する。なお、指定居宅介護支援事業所に委託する場合、神戸市の「適切なケアマネジメントの指標」に従い、予見を満たしているかどうかを確認する。また、自立支援に資するケアマネジメントがおこなわれているかの視点でアセスメント、マイケアプランの確認をおこなう。

③介護予防の必要性が理解できるようなマネジメントをおこない、フレイル状態にある利用者に対しては、フレイル改善通所サービスなどを支援計画に位置付けることができるように

心掛ける。介護予防（フレイル予防）に関する普及啓発をおこなうために「いきいきはつつ自分らしく」等の配布や説明、有識者等による講演会や相談会の企画等、介護予防の普及啓発として効果があると認める事業を適宜実施する。

- ④居宅介護支援事業者、主治医、民生委員等関係機関と連携し、効果的なケアマネジメントを実施するとともに地域や個人の新たな課題分析をおこない、地域づくりに活用していく。
- ⑤居宅介護支援専門員などから担当利用者が介護保険サービス利用終了時には、地域での見守り体制の希望の有無について情報提供が得られるように周知を図り、希望のある場合は対応するとともに民生委員等関係機関等に報告をおこなう。

7. 地域支え合い活動推進事業について

高齢化の実情を自分たちの問題として理解し、自主的な取り組みができるよう働きかけ、地域の支え合い体制づくりを推進する。

- ①地域診断にて地域課題の整理、地域の高齢者生活支援ニーズ把握と事業者、商業施設、商店街、住民などの自主的活動も含めた社会資源の把握をおこなう。
- ②地域住民や関係者と地域課題の共有化を図り、地域のネットワークを構築する。
- ③地域行事などへ積極的に参加し、地域の様々な団体等と顔の見える関係づくりを強化する。
- ④地域ケア会議にて抽出された地域に求められる居場所づくりなどの社会資源を創設するためにリーダーやボランティア等の発掘やマッチング方法を垂水区社会福祉協議会と協働でおこなう。
- ⑤生活情報提供等について、地域支え合い推進員は垂水区社会福祉協議会と連携を図り、区内の他センターの地域支え合い推進員と定期的に高齢者向けの生活情報誌として「ニコニコはあと」を発行し、配布は高齢者宅訪問時や民生委員を通じて配布をおこなったり、給食会や地域行事、地域福祉センター等で情報提供や広報、啓発等をおこなう。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ①地域の中で認知症を正しく理解し、対象者を見守るための啓発をおこなうため、認知症サポーター養成講座を年1回は開催する。
- ②認知症神戸モデルの普及啓発に努め、対象者を早期に発見し、専門医につなぎ、認知症の進行を防ぎ、適切な支援を受けることができるように努める。また専門医や適切な支援につなぐことが困難であるケースは認知症初期集中支援チームと連携する。
- ③介護リフレッシュ教室を通じて、認知症家族の介護負担軽減などの支援に努める。
- ④認知症支援事業を普及させる。

9. 民生委員等地域との連携について

- ①民生委員、児童委員、友愛訪問ボランティア等と小地域支え合い連絡会において勉強会（地域包括システムや介護保険制度等）や事例検討会等を開催し、連携と信頼関係の構築に努める。
- ②住民活動の中心的役割を担っているふれあいのまちづくり協議会、老人会や自治会、婦人会などの関係団体と連携し、高齢者の声かけ訓練の実施、フレイル予防の啓発や広報活動をおこなう。

1 0. 医療機関との連携について

- ①「地域包括ケア」の構築にあたり、病院の地域連携室や居宅介護支援事業所、訪問看護、リハビリ、介護関係者との相互の連携を強化し、安心した在宅生活のための他職種連携のシステム構築、医療と介護の円滑な連携のシステム構築に努める。
- ②医療介護サポートセンター主催の研修会の参加等、情報共有し、連携を継続する。
- ③認知症の早期発見、早期治療を可能とするために迅速に医療につなぐことができるように主治医との連携を図る。
- ④地域ケア会議へ専門職として助言する役割を担っていただけるように日頃から顔の見える関係づくりをおこなう。

1 1. その他関係機関との連携について

- ①多世代の地域住民、民生委員や他の地域団体、行政、警察署、消防署、専門家、NPO やインフォーマルグループ等を含めた関係機関との連携を図り、地域の高齢者を支えるネットワークづくりの構築に努める。
- ②圏域内の見守り協力事業者に働きかけをおこない、「認知症の人にやさしいまちづくり」の啓発、フレイル予防啓発、センターの広報活動に努める。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ①センターは「公益的な機関」として介護保険法及び各種法制度を遵守し、更生かつ中立性の高い事業をおこなう。
- ②介護サービス事業所等の紹介や指定介護予防支援業務の委託先の選定をおこなう際には、事業者の適切な情報の提供をおこない、利用者の意思を尊重し、自己決定により選択できるように努める。

.....

※年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和7年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 64

あんしんすこやかセンター名： 本多聞あんしんすこやかセンター

運営管理者名： 涌元 宣明

令和7年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※ 当該年度の重点目標には下線を引いています。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

月曜～土曜、祝日の9時から17時30分はあんしんすこやかセンター職員で対応する。緊急及び職員不在になる場合には、応援体制を整える。夜間帯と日曜日は、法人内の宿当直者が対応し必要に応じてあんしんすこやかセンターの職員に連絡が入り対応する。宿当直者は相談援助業務を行うことが出来る有資格者を配置し、住民からの相談に適切に対応する。緊急時対応は、職員全員で情報共有し必要時には勤務時間外での対応を行います。

2. 職員の配置について

仕事量が多く時間に追われること、また地域との連携に苦慮することもあり、日々のストレスが増悪することがあり離職に繋がることもある。環境面や職員間のコミュニケーションにて職員のフォロー体制を整備し4職種が欠員なく継続して勤務できるセンターを目指します。

3. 総合相談支援業務について

相談者、内容については年々多様化しており、高齢者本人・ご家族の介護問題だけでなく、精神疾患や認知症があり、近隣トラブルが生じているケースなども出てきています。すぐの解決が難しい場合もあり、問題が重症化してから相談に来るケースが多くなっています。

一緒に考えていく姿勢を持つ事で、身近に感じてもらえ、地域に根付いたセンターを目指し、関係機関と連携を取り情報共有を行い、地域住民の困りごとを早期発見・解決（対応）できるように努めます。

4. 権利擁護業務について

外出や他者交流の機会が減少し、高齢者を狙う特殊詐欺や悪徳商法などの消費者被害が後を絶ちません。また、介護者の負担も大きくなり、高齢者虐待に至るリスクが高まっています。権利侵害を未然防止するため、注意喚起や見守りを地域の連絡会等で行い民生委員や介護関係事業者と協力し啓発活動に努めます。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

高齢者がどのような状態であっても地域社会の一員として、住み慣れた地域で自分らしく生活ができるよう、医療や他の専門職及び地域との協働を行い、助け合える地域としてのネットワーク構築を目指します。また圏域内の介護支援専門員が相談しやすい環境づくりを心がけ、社会資源の情報発信、個別ケースの相談に対して後方支援を行うことで利用者や地域住民への援助につながるよう体制を整えます。

令和6年度に介護支援専門員から社会資源についての問い合わせが多数あったことから、圏域内の介護支援専門員と地域の社会資源について意見交換を行う会を開催する。不足した資源の対策を検討し、今後の地域課題として圏域内介護支援専門員と協働を行います。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく生活を継続できるように支援していきます。生活機能の低下の背景・原因を分析し、課題を明らかにして、目標をともに考え、高齢者自身の生活機能の向上に対する意欲を引きだし、フレイル予防・改善ができるように支援します。また地域のつながりを強化し、互いに見守り支え合える関係づくりのために社会参加を促し、高齢者自ら健康寿命を延ばす行動に結びつけることができるよう健康づくりを支援します。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域にあるつどいの場や地域拠点型一般介護予防事業などの場所情報を住民、関係機関へ提供します。またフレイル改善通所サービス利用者に対し、終了後のつどいの場立ち上げ支援をアプローチしていきます。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症の方の尊厳を保持し、住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるように、社会参加を促進し、希望をもって暮らし続けられるまちづくりを推進していきます。そのために、幅広い世代へむけた認知症サポーター養成講座や声掛け訓練、認知症神戸モデルの啓発を行い、認知症の理解を深めてもらえるよう支援します。また、地域との共生を目指し、地域に密着した商業施設と連携し、地域住民が交流できる集いの場などで、社会参加の必要性についてフレイル予防啓発活動を推進していきます。

9. 民生委員等地域との連携について

地域の見守り活動をされている民生委員と顔の見える関係、連携しやすい関係性を作っていくよう努めます。相談があったときに早急に対応できるよう関係機関との顔つなぎに努めます。

10. 医療機関との連携について

医療介護サポートセンターと協力し圏域のケアマネージャーが医療との連携がスムーズになれるように研修の情報を発信します。また、困難なケースなどは圏域内の協力していただける医療機関と連携を取りながら課題解決に向かいます。

11. その他関係機関との連携について

高齢者のみならず、障害者、生活困窮者、家族介護者への支援、複合的課題に対応していく包括的な支援ができるよう、各機関と連携していきます。またこども・若者ケアラーや8050問題など支援が必要な65歳以下のケースについても専門機関含め関係者にもアプローチしていきます。

高齢者に関わる商業施設や見守り協定を結んでいる企業と協力し、高齢者の方々が住み慣れた地域で暮らしていけるように連携を図っていきます。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

あんしんすこやかセンターは公益性の高い機関であることをセンター職員が自覚し、特定事業所へ偏ることなく、利用者の利益を最優先に公正・中立な立場で活動します。

.....

※年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和 7 年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：65

あんしんすこやかセンター名： 舞子台あんしんすこやかセンター

運営管理者名： 福井順久

令和 7 年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※下線部分は重点目標

1. 運営体制（24 時間相談体制も含む）について

- ・センターが開所されている時間帯は当番を決めて職員が常駐し、来所、電話の相談に対応する。また、転送可能な携帯電話も用いて、24 時間、365 日相談を受ける。
- ・センター内の緊急時対応マニュアルに基づき、危機介入や緊急対応を要すケースにも組織的な援助を実践する。
- ・職員はセンターの運営方針、運営要綱、実施要領、各業務マニュアルに基づいて業務を行う。

2. 職員の配置について

- ・保健師、主任介護支援専門員、地域支え合い推進員、社会福祉士を配置する。センター職員は相互に連携し、チームで業務にあたる。
- ・センターの「内部連携」の強化も目的に、週に 1 回は 4 職種ミーティングを開く。
- ・研修内容を業務で実践する為に、研修を受けた職員によるセンター内復講研修の後に、センター職員間で研修内容の活用が見込まれる現場について意見交換を行う。
- ・センター内のケースカンファレンスで必要時に実施する「支援計画の協同立案」や「援助プロセスの共有」も通じて、全職員がケース支援に関する資質向上に取り組む。

3. 総合相談支援業務について

- ・インテーク後に継続支援が必要と判断したケースではアセスメントを実施し、クライアントが抱える生活問題と、クライアントが生活問題を自力で解決する力について評価する。
- ・インテークをとったケースは全て、翌日の朝礼時に職員間で共有する。
- ・クライアントが抱える生活問題を解決する為に、フォーマル、インフォーマルを問わず、問題を解決する上で効果的な社会資源にクライアントを繋ぐ。

4. 権利擁護業務について

- ・セルフネグレクトの状態で生活している高齢者を援助する際は、専門機関とも連携し、対象高齢者の基本的人権を効果的に擁護する。
- ・高齢者虐待対応のケースでは高齢者虐待防止法に基づき、養護者支援も対応する。そのために、養護者の生活アセスメントにも注力する。
- ・認知症等で身上保護と財産管理の支援が必要となっている身寄りのない高齢者が

安定的、継続的に同支援を受けることを可能にする為に、当該高齢者を成年後見制度の利用に繋ぐ。

- ・未遂のケースであっても、圏域内で確認された消費者被害に関する情報は、神戸消費者センターや警察署等の関係機関と共有する。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ・共益性、地域性、共同性の視点を踏まえ、介護支援専門員からの支援ニーズに基づいた相談対応を行うとともに、相談内容を整理、分類し、地域課題の抽出に活用する。
- ・事例検討会を居宅介護支援事業所と協働で行い、介護支援専門員同士のネットワークづくり及び介護支援専門員の実践力の向上を図る。
- ・介護支援専門員が個別のケアマネジメントで活用できるように、社会資源の情報提供を行う。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・介護保険法や運営マニュアルを遵守し、介護予防業務や介護予防ケアマネジメント業務を実施する。
- ・委託先の居宅介護支援事業所において適切な介護予防支援業務が行なわれるよう、必要時の社会資源の情報提供や相談対応を行う。
- ・個別訪問の他、民生委員や地域関係者等からの情報ももとに、介護予防が必要な方の把握と当該高齢者への介護予防支援を実践する。
- ・集いの場でのフレイル予防啓発等、圏域内高齢者のフレイル予防の取組を積極的に支援する。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・各民児協地区で小地域支え合い連絡会を年2回開催する。
センターから広報を行ない、民生委員等と地域で暮らす高齢者に関する情報交換や地域課題について話合う。
- ・地域の支え合い活動を支援するため、地域との関係づくりに努めるとともに、様々な地域課題に対する地域団体等の福祉活動を支援する。また、協力事業者による高齢者見守り活動等との連携も図っていく。
- ・地域での見守りが困難な地域や高齢者に対して、介護サービスの導入や地域の見守り体制への移行等、援助の方向性が決まるまでは暫定的な見守り訪問を行なう。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・高齢者の神戸モデル（認知機能検診、認知機能検査）の活用を支援し、早期診断と早期治療に繋ぐ。
- ・介護リフレッシュ教室について、居宅介護支援事業所、民生委員児童委員協議会、市営住宅集会所、UR、協力事業所（郵便局、薬局、鍼灸院、コープ）等に、幅広く広報し、同教室への新規参加を促す。
- ・住民に認知症を正しく理解して頂くために、今年度中に圏域内で高齢者声掛け訓練を実施する。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・ 民生委員等と対象高齢者の情報交換を行なう他、地域課題に関する話し合いを行う。
- ・ 民生委員や自治会の方の負担が過度にならないよう、自助、互助だけでは生活が立ち行かないケースでは、活用が見込まれるフォーマルサービスに速やかに高齢者を繋ぐ。

10. 医療機関との連携について

- ・ 個別のケース支援を通じ医療機関と連携する。自宅での生活状況や課題を医療機関と相談し、適切な医療が受けられるよう支援する。
- ・ 医療介護サポートセンターとの連携により、医療機関とのネットワークを図る。
- ・ 認知症初期集中支援事業の活用により、認知症の方へ早期介入し、適切な支援に繋げる。

11. その他関係機関との連携について

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で営む尊厳のある生活を可能にする為、必要時は法律の専門機関とも連携する。
- ・ 老人会、婦人会、自治会、NPO の他、普段高齢者と接点のない PTA や青少協等の住民団体とも繋がり、地域の高齢者の見守りや必要時のセンターへの連絡について協力を依頼する。同取り組みも通じて、生活に困難を抱える高齢者を出来るだけ早期に発見し、必要な支援に当該高齢者を繋ぐ。
- ・ セルフネグレクトの状態で生活していた認知症の単身高齢者が、令和 6 年度だけで 2 件確認されている B 地区 Y 区域の集合住宅において、地域ケア会議を開催する。
同会議では見守りを含む、今後の高齢者支援に関する連携を深めることを目的に、当該区域の住民・民生委員・集合住宅の管理会社・居宅介護支援事業所・地域包括センター間で意見交換を行う。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・ センターの運営費用が介護保険料や国・地方公共団体の公費によって賄われていることをセンター職員は十分に認識して業務に取り組む。管理者を含む全職員が同事項を確認する機会を、年に数回センター内でもつ。
- ・ センター業務の実施にあたり、高齢者に提供されるサービス・サポートが、特定の事業所に理由なく偏ることがないように、公正・中立性を確保する。

.....

※年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和 7 年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 66

あんしんすこやかセンター名： 神陵台あんしんすこやかセンター

運営管理者名： 清水 英子

令和 7 年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※下線部分は重点目標

1. 運営体制（24 時間相談体制も含む）について

- ・運営時間は月曜から金曜（午前 8 時半～午後 5 時半）土曜日（午前 9 時～午後 5 時）として祝日も運営する。日曜日と年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）の休日や運営時間外、訪問等でセンター内が不在となる場合は管理者が転送電話で対応を実施する。
- ・災害時においては 4 職種を中心として可能な限り出務し相談支援に努める。

2. 職員の配置について

- ・センター職員は、①主任介護支援専門員 1 名、②社会福祉士 1 名、③保健師（看護師）1 名、④地域支え合い推進員 1 名、⑤介護予防プランナー 1 名、加配で地域支え合い推進員 1 名、看護師 1 名、社会福祉士 1 名を配置し、福祉・医療の多様な相談に対して各々の専門知識・経験を活かしてチームアプローチでセンター事業の円滑な推進を図っていく。

3. 総合相談支援業務について

- ・高齢者の多種多様な相談を総合的に受け止め、尊厳ある生活の継続のために必要な資源に繋ぎ支援する。
- ・商店会の中の立地を活かし、神戸市からの様々な情報を発信してセンターの広報・啓発活動を行い、高齢者にとって身近に相談しやすいセンターとなれるよう取り組む。
- ・すべての相談内容は職員間で速やかに情報共有を行い、チームアプローチを行う上で必要なケース検討会議やミーティングを実施し、専門職間で連携を図り円滑に支援する。

4. 権利擁護業務について

- ・高齢者虐待、消費者被害に関して報告や相談があった場合には関係機関と連携を図り速やかに情報収集と事実確認を行い垂水区保健福祉課に報告しチームアプローチにて対応する。
- ・成年後見制度について啓発活動を行い相談については適切な機関に繋ぐ。また金銭管理が困難となってきた独居高齢者に対しては日常生活自立支援事業に繋ぐなどの支援を行う。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ・圏域内にて事例検討会やケアマネ連絡会等の開催により、ケアマネジャーとの交流を深め信頼関係を築き、情報を共有、関わっていくことでケースの対応力の向上を目指し、利用者が地域で長く生活を続けていくことや、尊厳を守り暮らしていけるよう支援する。

- ・ケアマネジャーが抱える困難ケースや地域内の解決困難な事例には地域の多様な職種で関わり支援する。また地域課題として地域ケア会議で検討し問題解決に向けて努力する。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・自立支援を尊重し生きがいをもった暮らしができるよう支援し、介護予防ケアマネジメントに地域資源やインフォーマルサービスを位置づけ、地域で支え合う基盤が構築できるよう取り組む。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・地域にある医療機関や薬局、介護関係事業所とつながりを持ち、連携していくことで地域住民のフレイル予防に繋げていく。
- ・地域で高齢者が孤立しない見守りネットワークづくりのため、地域住民や多職種間の顔の見える関係性を作り連携を強化していく。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・認知症の取り組みとして、自治会、ふれまち、民児協、小学校、児童館等とつながりを持ち、高齢者について、また認知症について考える機会を作る。認知症について正しい知識を持ち、認知症を地域で支えることができるような地域づくりを目指し、認知症になっても安心して暮らしていける街づくりを目指す。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・地域支えあい推進員が各地域の定例会や小地域連絡会に参加して、各地域の関係者との関係性を作り、ニーズや課題を共有する。課題に対して一緒に考え、地域主体で取り組めるような環境を作る。

10. 医療機関との連携について

- ・圏域内の医療機関や薬局と顔の見える関係性を作る。センターの役割を理解してもらい、フレイル予防や認知症対策などの協力依頼を行う。病院の地域医療連携室との連携により円滑な入退院調整や医療から介護へ切れ目ない支援を行う。

11. その他関係機関との連携について

- ・集いの場支援者のサポート、NPO 法人との連携により社会資源づくりの後方支援を行う。
- ・高齢者の安否確認、早期対応に向けて、住宅管理会社、新聞各社等見守り協力事業者と連携を行う。
- ・自治会、ふれまち、民児協、小学校、児童館等と連携する機会を持ち、多世代でより良い地域にしていけるようにしていく。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・神戸市の委託を請け負う事業者としての責任を意識して活動する。
- ・相談者に適切かつ最新の情報が提供できるよう、研修会の参加により自己研鑽に努める。
- ・毎日のミーティングにより専門職間で情報提供や意見交換を行い、偏った支援にならないよう配慮し、公正中立な援助ができるよう努める。

令和 7 年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 67

あんしんすこやかセンター名： 舞子あんしんすこやかセンター

運営管理者名：高屋 純子

令和 7 年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※ 下線部は重点目標

1. 運営体制（24 時間相談体制も含む）について

センターの営業時間は月曜日～土曜日（祝日含む）9 時から 17 時 30 分とし、時間外や日曜日及び年末年始 12 月 31 日から 1 月 3 日については、母体法人が設置している舞子の施設（24 時間体制）と連携を取り、相談対応ができる体制を継続する。また、センター長が常時事業所携帯を持つことにより緊急時対応に備える。

2. 職員の配置について

主任介護支援専門員 2 名、社会福祉士 1 名、看護師 1 名、地域支え合い推進員 1 名を配置し、福祉・医療の多様な相談に対して各々の専門知識・経験を生かしてチームアプローチで地域包括支援センター事業の円滑な推進を図っていく。

地域住民と連携した見守り活動の継続、住民主体のフレイル予防活動、地域づくりに向けた支援を行う。

3. 総合相談支援業務について

地域の住民が安心して暮らせるように支援体制を整え、長期間安定した生活を送ることができるように努める。地域の高齢者の介護相談窓口として、多様な相談に対応できるように、地域資源の情報を整理し、積極的に地域を訪れ、顔の見える関係を築くことで、住民が気軽に相談できる環境作りに努める。地域に訪問した際には、住民の声に耳を傾け、こまめに記録を残すことで課題を抽出する。受付内容については、データ管理を行い地域の特性を把握し、適切な対策を検討する。また、丁寧なフォローアップを心がけ、切れ目のない対応を行う。高齢者の多様化する課題に対応するため、他機関とのつながりを大切に
し、相談内容に応じて適切な情報提供や関連機関への連絡調整を担う。

4. 権利擁護業務について

高齢者虐待や消費者被害、成年後見制度に関する普及啓発を継続的・積極的に行う。日頃から民生委員をはじめとする各地域団体や居宅介護支援事業所、サービス事業所、医療機関等と情報交換を行い、身近な相談窓口として認知されることで、早期相談・早期介入に繋げる。

悪質商法被害防止に向けた取り組みを警察や生活情報センターと連携するとともに、地域住民やサービス事業所に悪質商法の最新情報を定期的に広報する。虐待（疑いを含む）の通報があった場合、迅速に実態を把握し、高齢者の安全を確保する。原則として複数名で対応し、関係機関や行政と連携を密に取り、定期的かつ随時にセンター内で情報共有を行

い、各専門職の特性を生かしたチームアプローチを徹底する。個人情報については特に慎重に取り扱い、客観的な視点から冷静に対応する。また、養護者が抱え込んでしまい追い込まれないように介護リフレッシュ教室の周知や必要な情報提供を行い、養護者支援の視点を重視する。さらに、ケアマネジャー支援にも注力し、支援者が疲弊しないよう後方支援を行う。定期的な評価を行いながら、センター全体として関わる体制を維持する。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域における、インフォーマル資源についての情報を常に収集し、ケアマネジメントに活用できるように居宅介護支援事業所と情報共有をおこなっていく。また、地域診断や地域ケア会議などにより、明確になった地域課題解決に向けて、地域住民と協同する際にも、居宅介護支援事業所と連携を行うことにより、切れ目のない支援を受けることができる環境の構築を目指す。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

自立支援の観点を基本とし、高齢者本人の意思決定を尊重したケアマネジメントを実践していく。また地域や家庭における役割を維持できるよう、きめ細やかなアセスメントを行い、介護予防についての意識を啓発するとともに、社会参加を促すプランニングに努める。

7. 地域支え合い活動推進事業について

住民同士の交流が持てる集いの場や社会資源の活用が活発に行われるよう、積極的に地域に出向いて地域との交流を深め、介護予防事業に携わる専門職や団体等と地域をつなぐ役割を果たす。また、住民同士の支え合いや見守りが円滑に行える仕組みが継続していくように地域全体で見守り活動を推進していくことを目指す。

さらに、こども・若者ケアラーの支援についても、地域の関係機関と連携し、少しでも多くの子ども・若者ケアラーを発見し、適切な支援を行えるよう努める。情報共有や課題整理を通じて、迅速な対応を実現し、関係機関と連携しながら支援していく。

実態把握においても切れ目のない支援を行い、必要な場合にはセンター内で情報共有を行い、専門性を活かしながら適切な関係機関や制度につなげるタイミングを見極める。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症の人にやさしいまちづくり条例に基づく「神戸モデル」の普及啓発を継続し、早期受診の推奨や安全に生活して頂くための環境整備について情報発信していく。幅広い世代の地域住民や協力事業者等に認知症に対する正しい知識を持って頂くため「認知症サポーター養成講座」（キッズサポーター養成講座）や「認知症高齢者等見守り訓練」を実施し、地域ケア会議やケースカンファレンスによる認知症の事例検討を通して認知症に関する理解を深める機会を持ち、互いに助け合える地域づくりを目指していく。

日頃の相談対応については、医療機関や認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム等と連携をとり、早期受診や適切な治療及び介護の提供に必要な環境整備を進めていく。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員からの相談には引き続き丁寧かつ迅速に対応し、信頼関係を深めてスムーズな連携体制を構築する。高齢化が進む中で、民生委員も支援者として孤立しないよう、顔の見

える関係性を築くことに努める。個人情報保護の観点を守りつつ、民生委員とケアマネジャー、介護保険事業所との連携をスムーズかつ効果的に行える体制を目指していく。

また、ふれあいのまちづくり協議会や老人会、婦人会などの地域団体とも日頃から接点を持ち、顔の見える関係性を構築し、気軽に相談できる存在となるよう努力する。

1 0. 医療機関との連携について

地域の高齢者が健康で安心して自立した生活を送れるようかかりつけ医や専門医による受診の重要性を周知し、日頃から健康に配慮した生活が送れるよう支援する。

また、個別事例検討や日常的な関わりの中で3師会(医師会、歯科医師会、薬剤師会)やリハビリ職・栄養士等を意識し、接点を多く持つ中で日頃の連携がスムーズに行える関係性作りを心掛ける。各区に配置されている医療介護サポートセンターとも積極的に連携を図り、多職種連携を図る。

1 1. その他関係機関との連携について

地域の高齢者を取り巻く様々な課題に対応するため、ふれあいのまちづくり協議会構成団体、サービス事業所、介護医療サポートセンター、NPO 法人、ボランティア、すまいるネット、専門職団体、店舗、銀行、郵便局、協力事業者等地域に関わる幅広い機関との連携に努める。

地域づくりの活動過程の中で、連携がとれる機関を増やしていき、より幅広い団体との連携の下センターの対応力向上を目指していく。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

適切な情報提供を行うことで、高齢者の意思決定を支援し、正当な理由なく特定の事業所に偏りが生じていないか検証する機会を持ち、公正中立な業務の運営に努めていく。また、要支援者が要介護になった場合には、引き継ぎ先を高齢者の意思に基づいて選ぶことができるよう必要な情報提供を行うと共に「指定居宅介護支援事業所の選定における確認書」を確実にとる。

.....

※年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する